

令和7年度
地域密着型サービス事業者公募要項

令和7年7月
三重県桑名市

1. 公募の趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、身近な地域で提供されるサービスです。

桑名市では、令和6年度から3ヵ年の第9期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、補助金を活用して施設整備を行う事業実施候補者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 公募するサービス種別と整備数

サービス種別	整備予定の日常生活圏域	整備数	開設時期
(看護) 小規模多機能型居宅介護	全ての圏域	1	令和8年 (2026年度)
認知症対応型共同生活介護			
定期巡回・随時対応型訪問介護	全ての圏域	1	令和8年 (2026年度)

注1) (看護) 小規模多機能型居宅介護または定期巡回・随時対応型訪問介護の整備促進のため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のみの応募はできません。必ず(看護)小規模多機能型居宅介護または同時期に公募する定期巡回・随時対応型訪問介護看護との一体整備が前提となります。

注2) 施設整備の補助金は、令和7年(2025年)度予算の補助金を想定しており、整備年は令和8年度以降となります。なお、事業候補者に選定されたことをもって補助金の交付が保証されるものではありません。

注3) 定期巡回・随時対応型訪問介護における訪問看護サービスの提供形態は、一体型、連携型のいずれの形態も可能です。

3. 応募要件

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項第4号の2から第12号まで及び第115条の12第2項第4号の2から第12号までに該当しない法人であること。
- (2) 系列法人も含め、過去3年間に行政機関から行政処分や勧告を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び市の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等による更生または再生手続きを行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (6) 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)第21条を遵守すること。
- (7) 桑名市暴力団排除条例(平成23年桑名市条例第13号)を遵守すること。
- (8) 桑名市の法人市民税、固定資産税、都市計画税を過去3年間滞納していないこと。

- (9) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (10) 施設を整備する土地建物は、設置者が所有権を有するか、又は取得が見込まれていること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。
- ※整備する土地を借地とする場合、事業の安定的、継続的な運営を確保する観点から、その賃貸借に係る契約期間は長期（20年以上）を前提とする。
- ※利用者家族との交流機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあること。
- ※土地の確保、取得等については各事業者自らの責任で行うこと。
- (11) 令和9年（2027年）3月31日までに整備が完了すること。
- (12) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等その他の関係法令を遵守すること。また、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）を遵守すること。
- ※建物の配置・構造は、十分な耐震基準を満たし、日照、採光、換気等にも配慮すること。
- (13) 地域住民への説明を行っていること。
- ※地域密着型サービス事業所は、運営基準において「地域との連携等」が規定されているように、地域との連携、交流が特に重要である。整備予定地の地域住民（近隣に居住している住民のほか、自治会など）には施設及び運営に関する説明を十分に行い、報告書（様式11）、議事録、承諾書又は同意書（任意様式）を提出すること。なお、説明にあたっては、「桑名市の事業者公募で選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」という旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行うこと。説明会の報告書、議事録については、必ず、自治会などを通じて地域住民に写しを回覧するなどにより、周知すること。
- (14) 災害（水害、崖地、土砂など）に対する安全性が確保されていること。また施設整備後は早急に避難確保計画を策定し市に提出すること。

4. 公募に関する質問

(1) 質問受付の締切及び提出先

受付締切：令和7年7月7日（月）～7月18日（金）午後4時30分まで

提出方法：質問書（様式23）を電子メールで下記の提出先に提出してください。

なお提出の際は受信確認のため、下記へ電話連絡をお願いします。

提出先：桑名市役所保健福祉部介護高齢課 介護予防支援室

TEL：0594-24-1489

e-mail:kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

(2) 質問への回答

令和7年7月25日（金）までに、桑名市ホームページに掲載します。

5. 応募方法

(1) 応募申込書、事前協議書の提出

4～6ページの「提出書類一覧」を製本したもの（以下正本という）を1部、同一覧のうち(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(15)、(16)、(17)、(23)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(37)を製本したもの（以下副本という）を5部提出してください。（サービスの種別により提出が不要のものもあります。）

指定様式は桑名市ホームページに掲載します。

(2) 提出に関する留意事項

- ・提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出書類の変更は原則認めません。
- ・書類の体裁は次のように整えてください。
 - 用紙サイズは、証明書類など既定のもの及び図面を除き原則A4版とし、「提出書類一覧」の順に並べてください。
 - 正本、副本ともに書類ごとにインデックス（番号＋書類名）をつけ、ファイル等で製本してください。
 - 正本は、綴りの表紙と背表紙に「サービス種別」と「法人名」を記載してください。
 - 副本は、事業者及び個人が特定できる記述部分全てについて、マスキング（塗りつぶし）を施してください。

なお、市が必要と認めたときには、別途参考資料の提出を求める場合があります。

(3) 応募受付期間及び提出先

受付期間：令和7（2025年）7月29日（火）～8月4日（月）（土日祝を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで

提出先：桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

※直接ご持参ください。郵送、FAX、電子メール等による受付は行いません。

提出書類一覧

提出書類名	添付資料、内容等	様式	副本
(1) 公募申込書		様式1	
(2) 事業計画書		様式2	○
(3) 事業運営実績一覧表		様式3	○
(4) 定款（最新のもの）			
(5) 法人登記簿謄本			
(6) 法人代表者の経歴書		様式4	○
(7) 直近の決算書	資金収支計算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録（親会社がある場合はその決算書）	任意様式	○

(8) 介護保険事業に係る行政指導（処分・勧告含む）の内容及び指導監査の結果通知、改善結果報告書	過去3年間に受けた介護保険法等に基づく行政指導（処分・勧告含む）の内容及び指導監査結果	様式5 指導監査の結果通知、改善結果報告書	○
(9) 工程表		任意様式	○
(10) 管理者の経歴書	必要な研修の修了証の写し	様式6	○
(11) 計画作成担当者または計画作成責任者の経歴書	介護支援専門員資格証等必要な資格証の写し	様式7	○
(12) 看護職員の経歴書	免許証の写し	様式8	○
(13) オペレーターの経歴書	資格証等の写し（定期巡回・随時対応型訪問介護のみ）	様式9	○
(14) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		様式10	
(15) 地元説明会報告書	説明会資料、対象住民の範囲、質疑応答及び住民の意見等	様式11	○
(16) 地元同意書、議事録		任意様式	○
(17) 訪問介護員の雇用に係る方針	定期巡回・随時対応型訪問介護のみ	様式12	○
(18) 看護職員等一覧	定期巡回・随時対応型訪問介護（一体型事業所）のみ	様式13	
(19) 連携する訪問看護事業所一覧	定期巡回・随時対応型訪問介護（連携型事業所）のみ	様式14	
(20) 訪問看護連携同意書	定期巡回・随時対応型訪問介護のみ	様式14-1	
(21) 指導・助言を得られる医療機関・医師一覧	定期巡回・随時対応型訪問介護のみ	様式15	
(22) 協力医療機関の承諾書等	グループホームのみ	任意様式	
(23) 非常災害時等の体制の概要	業務継続計画・緊急時（災害）・事故（防止）・苦情・身体拘束廃止・感染症対応マニュアル等	任意様式	○
(24) 介護・医療連携推進会議の概要	定期巡回・随時対応型訪問介護のみ	様式16	
(25) 利用者状況を蓄積する機器等及び利用者からの通報を受けける通信機器等の概要	定期巡回・随時対応型訪問介護のみ	様式17	
(26) 資金計画書		様式18	○
(27) 収支予算書		様式19	○
(28) 借入金償還計画表		様式20	○
(29) 預金残高証明書		任意様式	○

(30) 事業予定地の位置図	住宅地図等		○
(31) 事業予定地の登記簿謄本			
(32) 事業予定地の現況写真			
(33) 建築のための法的各種開発規制等の状況確認報告書	事業予定地が各法の規制等に該当する場合は確実に除外等が可能と確認できる書類	様式 21	
(34) 事業予定地を購入予定の場合、所有が確実に見込まれることが確認できる書類		任意様式	
(35) 事業予定地を賃貸借予定の場合、契約書若しくは契約が確実に見込まれることが確認できる書類		任意様式	
(36) 事業予定地に抵当権等の所有権・(本事業に係る) 賃借権以外の権利が設定されている場合はその内容と、抹消が可能である場合は、それが確認できる書類		任意様式	
(37) 整備予定事業所の施設は位置図、平面図及び立面図	方位、縮尺、各室の面積、廊下幅、扉・窓の開放部分等も平面図に記載すること。面積や廊下幅等、施設基準に定めがあるものは、有効面積及び幅を併記すること。廊下幅は手すり部分を除く。 図面類はA 3版で統一すること。		○
(38) 誓約書		様式 22	
(39) 国税納税証明書「その3」、桑名市税の完納を証する証明書	申込前3ヶ月以内に発行されたもの		
(40) その他参考となる資料		任意様式	

6. 審査・選考

(1) 審査方法

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」において行っていただく書類審査とプレゼンテーションにより、本事業に対する考え方や本市の定める「桑名市地域包括ケア計画」の理解度を審査します。

(2) 選定方法

- ・「3. 応募要件」について事務局で確認を行い、要件を満たしている応募者に対し、プレゼ

ンテーションの詳細を通知します。なお、申込者が5者以上の場合、書類審査の得点上位4者を選定します。

- ・プレゼンテーションは、企画提案書の提出順に行います。
- ・プレゼンテーションの時間は25分程度です。企画提案書の内容及び事業計画等について15分以内で説明してください。その後、質疑応答の時間を10分程度設けます。
- ・プレゼンテーションへの参加は2名以内としてください。
- ・書類審査（100点満点）及びプレゼンテーション審査（50点満点）における各審査委員の持ち点の合計点数の6割を最低基準点とし、その最低基準点に満たない場合は選外とします。
- ・最低基準点以上の得点を挙げた応募者のうち、上位1者を選定します。複数の応募者の合計得点と同点の場合、審査委員により審議を行い、選定部会長が順位を決定します。
- ・選定された応募者が辞退した場合、次順位者（最低基準点以上の得点を挙げた者に限る）を繰り上げて選定します。

（3）審査の視点（書類審査及びプレゼンテーション審査）

①法人概要

- ・介護保険事業等の運営実績について
- ・事業の運営理念・方針等について
- ・非常災害時等の対策について
- ・経営の安定性・継続性について

②建設予定地

- ・日常生活圏域における事業所数の配置状況について（P9～10の参考1から4を参照）
- ・地域住民向け説明会について

③建設計画

- ・土地、建物の権利関係について
- ・建物の構造、設備の配置状況や面積状況について
- ・地域交流スペースについて（（看護）小多機及びグループホーム）
- ・防災対策について

④事業運営

- ・地域包括ケアシステムにおける地域密着型サービスの役割について
- ・利用者や認知症高齢者の家族への支援、地域での見守り活動などの取組みについて
- ・地域住民との連携や交流の取組みについて
- ・医療機関等との連携について
- ・職員の確保について
- ・職員の育成、資質向上に向けた取組みについて
- ・非常災害時等（感染症含む）の体制について

（4）審査日

令和7年8月上旬

(5) 審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、令和7年(2025年)8月中旬を目途に各応募者あてに文書で通知し、桑名市ホームページにおいても公表します。

なお、この選定に関する異議は一切受け付けません。

(6) その他

事業者の応募がなかった場合、又は審査の結果、選定基準に満たない等により事業者が選定されなかった場合の再公募はいたしません。

7. 選定後の手続きについて

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で市に指定申請書を提出していただきます。市は指定申請書の内容等を精査し、事業所の指定をします。

ただし、当該サービスの指定基準に満たない場合には、指定しません。

8. 公募スケジュール

7月 7日(月)～8月 4日(月)	公募要項の公表
7月 7日(月)～7月18日(金)	公募に関する質問 受付期間
7月25日(金)	公募に関する質問 回答公表予定日
7月29日(火)～8月 4日(月)	応募受付期間
8月上旬(予定)	審査(書類審査・プレゼンテーションなど)
8月中旬(予定)	事業候補者決定、公表

9. その他留意事項

- 応募後、やむを得ない理由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、辞退届(参考様式: 応募辞退届)を提出してください。
- 提出に際し必要な費用は、応募者の負担となります。
- 市が受理した書類は公文書となります。このため、桑名市情報公開条例(平成29年桑名市条例第1号)の規定に基づき、開示される場合があります。
- 今後の施設整備に係る補助金については、現時点では未定ですが、昨年度までの例では、この公募要項に基づき桑名市が事業者を選定した後、市が三重県に補助協議書類を提出し、県の審査で補助対象事業として認められる必要があります。市から補助対象者への補助内示は、市が県からの内示を受理し、所要の手続きを経てからの通知となります。
※補助金の申請を行っても、県の予算状況等により予算が認められないこともあります。その場合、市から補助金は交付しません。

《参考1》 日常生活圏域

※参考1～4まで全て令和7年5月末日現在

日常生活圏域	地区
東部圏域	精義、立教、城東、修徳、大成
西部圏域	桑部、在良、七和、久米
南部圏域	日進、益世、城南
北部圏域	大和、深谷、筒尾、松ノ木、大山田、野田、藤が丘、新西方、星見ヶ丘、陽だまりの丘
多度圏域	多度
長島圏域	長島

《参考2》 日常生活圏域別 (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所数及び定員数

圏域	事業所数	定員数(人)
東部	2	47
西部	1	18
南部	0	0
北部	5 (うち看多機3)	140 (うち看多機82)
多度	1	24
長島	1	29
全域	10	258

《参考3》 日常生活圏域別 認知症対応型共同生活介護事業所数及び定員数

圏域	事業所数	定員数(人)
東部	1	18
西部	2	45
南部	1	18
北部	6	78
多度	4	63
長島	2	44
全域	16	266

《参考4》 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数

圏域	事業所数 (か所)
東 部	0
西 部	0
南 部	0
北 部	1
多 度	0
長 島	0
全 域	1

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地
桑名市役所 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室
TEL 0594-24-1489
E-mail kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp